

入札公告

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札に付します。

平成30年 8月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 入札に付する事項

(1) 事業名

中村区役所等複合庁舎等整備事業

(2) 事業内容等

入札説明書等による。

(3) 事業期間

ア 庁舎施設

事業契約締結日から平成34年10月31日まで

イ 民間施設

定期借地権設定契約締結日から定期借地期間終了の日まで

(4) 事業場所

名古屋市中村区松原町 1丁目23番 1及び 2丁目22番 1

(5) 予定価格

ア 庁舎施設

金 7,546,296,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

イ 民間施設

民間施設用地の貸付料は、次の貸付料を下限価格とする。

一月あたり 682円／㎡

(6) 入札方法

ア 本入札は、地方自治法施行令第 167条の10の 2の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価

落札方式一般競争入札を適用することとする。入札価格は、庁舎施設に係る価格及び民間施設に係る価格を評価する。

イ 庁舎施設に係る入札は総額で行うものとし、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

ウ 民間施設に係る入札は単価（1平方メートルあたりの月額貸付料）で行うものとする。

2 競争入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者の構成

ア 庁舎施設事業者及び民間施設事業者で構成すること。

イ 代表法人を定めること。代表法人は、本入札への参加手続きや落札者となった場合の契約手続きなど、市との調整・協議等における窓口を担うものとする。

ウ 代表法人は、本事業全体をマネジメントする統括責任者を配置すること。

エ 庁舎施設事業者は、共同企業体であること。共同企業体の結成方法は、入札説明書等によること。

オ 庁舎施設の施工業務にあたる企業から、設計業務及び施工業務をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。

カ 各構成員が、本入札の他の構成員でないこと。

(2) 入札に参加しようとする者の参加資格

参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日とする。なお、基準日以降、落札者決定日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、参加資格を有しないものとして落札者とししない。

ア 構成員に共通する参加資格

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (ロ) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ハ) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (ニ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が入札公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。
- (ホ) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置の期間がない者であること。
- (ヘ) 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (コ) 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事

面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100分の20以上の株式を有し、又はその出資総額の 100分の20以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

- a 市が設置した中村区役所等複合庁舎等整備事業者評価会議委員又は当該委員が属する企業
- b 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- c 株式会社市川三千男建築設計事務所
- d 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

イ 各業務構成員の参加資格

構成員のうち、下記(ア) から(エ) に示す業務にあたる者は、それぞれの要件を満たすこと。

なお、下記(ア) から(ウ) については、同一業務に携わる者が複数の場合は、最低 1者は当該業務の要件を全て満たし、その他の者は a 及び b の要件を満たすこと。また、この場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、下記(イ) の業務において当該業務の要件の全てを満たす者が共同企業体の代表者となること。

(ア) 庁舎施設の設計業務構成員の参加資格

- a 平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有する者と認定された者であること。当該競争入札参加資格を有していない者は、電子調達システムの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他の必要書類を平成30年11月15日（木）までに5(8)の場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。
- b 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条第 1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c 平成15年度以降に完成、引渡しが完了した同種施設（延べ面積

5,500平方メートル以上の事務所又は庁舎をいう。以下同じ。)の新築工事又は増築工事の設計業務(実施設計)を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での設計の場合は代表者として設計実績があること。(設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。)

d 設計業務の管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から施工業務の完了まで配置できること。

(a) 庁舎施設の設計業務にあたる企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。

(イ) 庁舎施設の施工業務構成員の参加資格

a 平成29年度及び平成30年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有し、等級区分「A」と格付されている者であること。当該競争入札参加資格を有していない者は、電子調達システムの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他の必要書類を平成30年11月15日(木)までに5(8)の場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。

b 建築一式工事について、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。

c 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書(本事業の競争入札参加資格確認申請書の提出日で有効かつ最新のものとする。)における建築一式の総合評定値が1,100点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも1者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。

d 平成15年度以降に元請として完成、引渡しが完了した同種施設の新築工事又は増築工事の施工実績があること。

- e 本事業の監理技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。
 - (a) 庁舎施設の施工業務にあたる企業と常勤で 3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建設業法第27条の規定に基づく一級建築施工管理技士又は建築士法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
 - (c) 建設業法における建設工事業に係る監理技術者資格証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
- f 本事業の統括管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から施工業務の完了まで配置できること。
 - (a) 庁舎施設の施工業務にあたる企業と常勤で 3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建設業法第27条の規定に基づく一級建築施工管理技士又は建築士法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
- (ウ) 庁舎施設の工事監理業務構成員の参加資格
 - a (ア) a に同じ
 - b (ア) b に同じ
 - c 平成15年度以降に完成、引渡しが完了した同種施設の新築工事又は増築工事の工事監理業務を元請として履行した実績があること。

なお、共同企業体での設計の場合は代表者として工事監理実績があること。
- d 工事監理業務の管理技術者として次の要件を満たす者を工事監理業務の開始から完了まで配置できること。
 - (a) 庁舎施設の工事監理業務を担当する企業と常勤で 3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 建築士法第 2条第 2項に規定する一級建築士の資格を有すること。

e 庁舎施設の施工業務にあたる企業以外の者とする事。

(エ) 民間施設事業者の参加資格

3の要件を満たす法人又は複数の法人で構成されるその共同体（以下「民間施設グループ」という。）とし、個人での応募は認めない。

3 民間施設事業者の事業遂行能力の要件等

技術提案書の内容を評価する提案審査の基礎審査において、以下の項目を満たしていること。

- (1) 提案する事業を実施するために、必要な知識、経験、資格、資力並びに信用を有する者であること（グループの場合は、構成員間で適切な役割分担がなされ、各構成員がそれぞれの担当業務において必要な知識、経験、資格、資力並びに信用を有している必要がある。）。
- (2) 許認可が必要な事業を提案する場合は、許認可を取得する見込であること（技術提案書の提出前に、関係機関と協議すること。）。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市民経済局地域振興部区政課

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3112

ファクシミリ 052-972-4458

メールアドレス a3112@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

(2) 入札説明書の入手方法

名古屋市ホームページの調達情報サービスからダウンロードする。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

(3) 参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書等（以下「参加表明書類」という。）の提出

入札に参加しようとする者は、参加表明書及びその他様式集に示す書類

を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。

なお、参加表明書類に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければならない。また、イの期間に参加表明書類を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

ア 参加表明書類の提出方法

提出する書類の詳細については、様式集を参照のこと。

イ 参加表明書類の提出期間及び提出場所等

(7) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a 提出期間

平成30年 8月15日（水）から同年 9月12日（水）まで（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除く。）

b 提出場所 (1) に同じ

(イ) 郵送による場合の提出期間及び提出先

a 提出期間

平成30年 8月15日（水）から同年 9月11日（火）午後 5時00分まで

b 提出先 (1) に同じ

(4) 本公告に対する質問

質問がある場合は、以下により行うこととする。

ア 質問方法

入札説明書等に関する質問を電子メール又はファクシミリにより受け付ける。質問の内容を簡潔にとりまとめ、指定様式に質問内容を記載し、提出することとする。

イ 質問期限及び提出先

(7) 質問期限

平成30年 8月15日（水）午後 5時00分まで

(イ) 提出先

(5) イ(イ) に同じ

ウ 質問に対する回答

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、調達情報サービスにおいて公表する。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない。

質問者には上記のほか、質問を受け付けた方法にて個別に回答する。

回答には、併せて要求水準書の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

(5) 入札書及び技術提案書の提出

ア 競争入札参加資格確認通知書を受領した者は、入札説明書等に基づき本事業に係る入札書及び技術提案書を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。提出する書類の詳細については、様式集を参照のこと。ただし、郵送の場合は、二重封筒を用い、入札書及び技術提案書をそれぞれ個別の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札者の商号又は名称、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載すること。

イ 持参による場合の提出期間及び提出場所

(ア) 提出期間

平成30年10月 9日（火）から同月31日（水）まで（名古屋市の休日を除く。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除く。）

(イ) 提出場所

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市民経済局企画経理課（入札担当課）

（名古屋市役所本庁舎 5階）

電話 052-972-3102

ファクシミリ 052-972-4137

メールアドレス a3102@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

ウ 郵送による場合の提出期間及び提出先

(ア) 提出期間

平成30年10月 9日（火）から同月30日（火）午後 5時00分まで

(イ) 提出先

イ(イ) に同じ

(6) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

平成30年12月17日（月）午前10時00分

イ 開札場所

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階市長部局入札室

(7) 落札者の決定

入札参加者のうち、総合評価点（技術評価項目の評価の点数と入札価格の評価の点数を合計したもの）の最も高い者を落札者として決定する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第 5 条に該当する場合は免除することとする。

イ 契約保証金

庁舎施設事業者は、庁舎施設の工事の履行を確保するため、契約金額に 100分の10を乗じて得た額以上の契約保証金を市に支払うこと。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りでない。

民間施設事業者は、定期借地権設定契約の契約保証金を、市の発行する納入通知書に従い、市が定める期限までに支払うこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、参加表明書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

ア 庁舎施設

総額で定める。

イ 民間施設

単価（1平方メートルあたりの月額貸付料）で定める。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定の方法は、地方自治法施行令第167条の10の2の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき、総合評価落札方式一般競争入札を適用することとする。ただし、本入札は、名古屋市低入札価格調査要領（17財監第69号）の対象とし、入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても落札者としがない場合がある。入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者は事後の事情聴取に協力すること。また、当該入札参加者が落札者となった場合の中間検査は、工期中1回以上行うものとする。

(7) 契約の締結

ア 庁舎施設

総額契約とする。

イ 民間施設

単価契約とする。

(8) 競争入札参加資格審査の申請

本公告に係る入札に参加を希望する者で、参加表明書類の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要

事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を平成30年11月15日（木）午後 5時15分までに次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示すること。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 0570-001-279

(9) 入札の中止等

入札参加者が談合するなど、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期するか若しくは中止することがある。

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

(10) 議会の議決

本事業の事業契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年名古屋市条例第43号）第 2条の規定により、名古屋市会（平成31年 2月定例会予定）において議会の議決を経なければならない。議会の議決があったときは、その日をもって事業契約が成立した旨を仮契約を締結した共同企業体の代表者に対し通知する。

(11) その他

詳細は、入札説明書等による。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

The design and construction of the Nakamura Ward Office Complex.

The design, construction and operation of private facilities.

- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m., 12 September, 2018

(submission by mail are due by 5:00 p.m., 11 September, 2018)

- (3) Deadline for the submission of tenders:

5:00 p.m., 31 October, 2018

(tenders submitted by mail are due by 5:00 p.m., 30 October, 2018)

- (4) Contact point for the notice:

Ward Administration Division, Community Relations Department,
Civic & Economic Affairs Bureau, City of Nagoya

1-1, Sannomaru 3-chome, Naka-ku, Nagoya, 460-8508 Japan

TEL: 052-972-3112